

## 米軍普天間基地所属CH53大型ヘリコプターの部品落下事故に対する意見書

去る6月4日午後3時30分頃、浦添市立浦西中学校のテニスコートに米軍普天間基地所属のCH53大型ヘリコプターから重さ約20グラムのゴム製の部品が落下する事故が発生した。事故当時、テニスコートには20人余りの生徒が部活動中で、生徒の足元約30センチメートルの場所に落下しており、生徒や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

米軍は、落下物がゴム製のブレードテープであったことから、人や物に脅威をもたらすものではないとしているが、一歩間違えれば人命に関わる重大事故につながりかねず、普天間飛行場の危険性を再認識させられた。

普天間第二小学校や緑ヶ丘保育園での部品落下など事故が起きるたびに再発防止策及び事故原因究明を求めてきたが、事故原因の説明もなく飛行を再開させ、再び事故を繰り返す米軍の姿勢は到底容認できるものではない。また、米軍機の飛行に関しては、学校など民間地上空を避けると定められているが、本件の事故で改めて日常的に飛行していることが明らかとなった。

さらに、政府が約束した2019年2月末までの普天間飛行場の運用停止の期限が過ぎているにもかかわらず、運用が続けられていること自体が問題である。

米軍及び日米両政府は、空からいつ何が落ちてくるかわからない本県の異常な日常を、危機感を持って受け止め、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 被害を受けた生徒や保護者、学校関係者に謝罪するとともに、心のケア等の対策を速やかに講じさせること。
- 2 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表するとともに、具体的な再発防止策を講じさせること。
- 3 保育園・学校・病院のみならず民間地上空での米軍機の飛行・訓練を即時中止させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長